

幼児教育・保育の無償化について

令和元年 8 月 2 日

内閣府・文部科学省・厚生労働省

幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯

- ・平成26年度～ 毎年度、幼児教育・保育の段階的無償化を実施
- ・平成29年12月8日 「新しい経済政策パッケージ」（閣議決定）
- ・平成30年5月31日 「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」（とりまとめ）
- ・平成30年6月15日 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）
- ・平成30年10月15日 国と地方の協議の場（法定）
- ・平成30年11月21日 教育の無償化に関する国と地方の協議
(地方側) 全国知事会副会長、全国市長会会長、全国町村会会長 他
(政府側) 内閣府特命担当大臣(少子化対策)、文部科学大臣、厚生労働大臣、総務大臣
- ・平成30年12月3日 教育の無償化に関する国と地方の協議
(地方側) 全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長
(政府側) 内閣府特命担当大臣(少子化対策)、文部科学大臣、厚生労働大臣、総務大臣
- ・平成30年12月17日 国と地方の協議の場（法定）
- ・平成30年12月25日 幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第1回）
(地方側) 山口県知事、三鷹市長、明石市長、和光市長、嵐山町長、蔵王町長
(政府側) 内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長
- ・平成30年12月28日 「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（関係閣僚合意）
- ・平成31年2月14日 幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第2回）
- ・令和元年5月10日 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立
- ・令和元年5月31日 幼児教育・保育の無償化に関する政令・内閣府令の公布

幼児教育・保育の無償化の概要

1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」、「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」等を踏まえ、令和元年5月10日子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立。同年10月1日から実施。
- 趣旨：幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
 - ※ 開始年齢…原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
 - ※ 保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
 - ※ 保育の必要性の認定…2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）
 - ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

(3) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
 - ※ 認可外保育施設のほか、一時的預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
 - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
 - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

● 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施

- ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等（認可施設への移行支援、巡回支援指導員の配置の拡充、指導監督基準の見直し等）
- ・ 市町村における、対象施設を特定する確認や、必要に応じた施設への報告徴収、勧告、命令、確認の取消し、都道府県知事に対する協力要請
- ・ 都道府県等有する認可外保育施設の情報を市町村が確認可能とする情報共有システムの構築
- ・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
- ・ 5年間の経過措置中の措置として、市町村が保育の需給状況等を勘案し、条例により対象施設の範囲を定めることを可能とする仕組み

3. 財源

(1) 負担割合

- 財源負担の在り方：国と地方で適切な役割分担をすることが基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

(2) 財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度（令和元年度）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- システム改修費：平成30年度・令和元年度予算を活用して対応

4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

5. その他

- 幼児教育・保育の無償化に関する様々な課題について、P D C Aサイクルを行うため、国と地方自治体による協議を継続して実施
- 支払方法：新制度の対象施設 … 現物給付を原則。未移行幼稚園 … 市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）
認可外保育施設等 … 償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律について

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

概要

1. 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

※ 既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

※ 就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

2. 子育てのための施設等利用給付の創設

(1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、①の対象施設等を②の支給要件を満たした子供が利用した際に要する費用を支給する。

①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設(※)、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

※ 認可外保育施設については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける(経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする)。

②支給要件 以下のいずれかに該当する子供であって市町村の確認を受けたものを対象とする。

- ・ 3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子供
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

(2) 費用負担

・ 本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。

※ 平成31年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

(3) その他

- ・ 市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- ・ 差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時効等の規定を設ける。
- ・ 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

施行期日

令和元年10月1日 (一部の規定については、公布の日から施行)

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成31年4月3日衆議院内閣委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切に対応すべきである。

- 1 待機児童に関する問題の早急な解消、保育士の配置基準の改善その他の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の見直し等教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための措置を講ずるとともに、これに必要な安定した財源の確保に努めるものとする。
- 2 保育等従業者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、保育等従業者の賃金その他の保育等従業者の処遇の改善について、速やかに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 保育士及び保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していないものについて職業紹介を行う体制の整備及び充実等教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための措置について、速やかに、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 4 子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付について、安定した財源を確保しつつ、零歳から二歳までの保育の必要性がある子ども全てが対象となるよう検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 5 本法の施行後五年を目途として行われる検討に際しては、幼稚園と類似の機能を有する施設・事業であって学校教育法第四条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けていないものを子育てのための施設等利用給付の対象とすることを含め、検討を行うこと。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(令和元年5月9日参議院内閣委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 潜在的待機児童を含む待機児童の早急な解消、保育士の負担を軽減する配置基準の改善その他の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の見直し等教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び子どもの安全確保に係る質の向上を図るための措置を講ずるとともに、これに必要な安定した財源の確保に努めるものとする事。
- 2 保育等従業者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、短時間労働の非常勤職員を含めた保育等従業者の賃金その他の保育等従業者の処遇の改善について、速やかに、必要な措置を講ずるものとする事。
- 3 保育士及び保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していないものについて就職相談や職業紹介を行う体制の整備及び充実、処遇の改善、労働負荷の軽減策等、教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための措置について、速やかに、検討を加え、その結果に基づいて予算の確保を含め所要の措置を講ずるものとする事。
- 4 保護者の負担が重く待機児童数が多い零歳から二歳までの保育については、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付について、安定した財源を確保しつつ、保育の必要性がある子ども全てが対象となるよう検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする事。特に待機児童問題が解消するまでの間については、必要な子育て支援策を講ずること。
- 5 認可外保育施設に対する国の指導監督基準に満たない認可外保育施設は、五年間にわたり無償化の対象となるが、子どもの安全確保のため、特にベビーホテルに重点を置いた定期的な巡回指導を確実に行うよう地方自治体を指導すること。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(令和元年5月9日参議院内閣委員会)

- 6 幼児教育の無償化措置に便乗して、質の向上を伴わない保育料の引上げを計画している私立幼稚園が多くあることは、幼児を持つ世帯の負担を軽減するという本法の趣旨に反するものであり、関係団体を通じて便乗値上げをしないよう求めること。
- 7 企業主導型保育事業者については保育の需給調整が必要なことから、市町村との連携を強化する措置を講ずること。あわせて本年度の実施機関の公募・選定に当たっては、全国の個別の保育事業所を確実に監査指導できる機関を選定するとともに、業務の引継ぎ若しくは継続が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずること。
- 8 本法の施行後五年を目途として行われる検討に際しては、幼稚園と類似の機能を有する施設・事業であって学校教育法第四条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けていないものを子育てのための施設等利用給付の対象とすることを含め、検討を行うこと。

地方自治体からの要望に対する対応について①

平成31年1月23日全国市長会 社会文教委員会子ども・子育て検討会議「幼児教育・保育の無償化に際しての質の確保・向上等について(意見)」

1 認可外保育施設等における質の確保・向上について

- (1) 無償化の対象となる認可外保育施設等は、子どもたちの安全の確保が最優先であることを踏まえ、指導監督基準を満たした施設等とすべきであること。
- (2) 待機児童問題により、やむを得ず指導監督基準を満たさない施設を利用する子どもに配慮し、指導監督基準を満たさない認可外保育施設等は無償化の対象とする経過措置を設ける場合であっても、最大限、子どもたちの安全が確保される方策について検討し、対応を図ること。
また、経過措置については、法施行後2年を目途に見直す方針が示されていることから、具体的な検討課題や見直し方法に係る協議を開始すること。
- (3) 児童福祉法に基づく都道府県等による指導監督が実効性をもって徹底されるよう必要かつ十分な支援を行うこと。
- (4) 認可外保育施設等の実態を正確に把握し、児童福祉法に基づく届出の適正化を図るとともに、市町村と都道府県が認可外保育施設等の情報を速やかに共有するための仕組みを構築すること。
- (5) 認可外保育施設等が速やかに指導監督基準を遵守し、又は認可施設への円滑な移行が図られるよう必要かつ十分な支援を行うこと。

- 認可外保育施設は、待機児童問題により、認可保育所に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設を利用せざるを得ない方がいることから、代替的な措置として無償化の対象とした。
原則、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要であるが、指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たすために、5年間の猶予期間を設けることとした。
法施行後2年を目途の見直しの検討にあたっては、具体的な検討課題や方法について、今後、適切に地方と協議することとしている。
- 子どもの安全が確保されることが重要であり、児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等を図る。認可外保育施設が守るべき基準の内容について助言などを行う「巡回支援指導員」の配置拡充や、認可施設に移行するための運営費等の支援の拡充を実施した。
また、改正法で市町村長に対し、対象となる施設を特定する「確認」や必要に応じた施設への報告徴収、勧告、命令、確認の取消し、都道府県知事に対する必要な協力要請などの権限を与えるための規定を設けた。
加えて、待機児童の状況等が地域によって大きく異なることを踏まえ、市町村が地域の実情に応じて柔軟な運用ができるよう、改正法では、市町村が、保育の需給状況等を勘案し、条例により対象施設の範囲を定めることを可能とする仕組みを設けた。
さらに、いわゆるベビーシッターについては、無償化を契機とした質の確保・向上のため、資格・研修受講の基準を定めた。
- 児童福祉法において、都道府県等に提出された認可外保育施設の届出や運営状況の報告等の情報を、施設が所在する市町村に通知することとされており、これを徹底するよう促す。
また、都道府県と市町村の間での情報共有を密に行うため、市町村が認可外保育施設の情報を確認可能な情報共有システムを今年度中に構築する。
なお、当該システムが構築されるまでの間、厚生労働省のホームページ上に、保護者への情報提供を目的とした全国の認可外保育施設の窓口情報一覧を掲載した。

地方自治体からの要望に対する対応について②

平成31年1月23日全国市長会 社会文教委員会子ども・子育て検討会議「幼児教育・保育の無償化に際しての質の確保・向上等について(意見)」

2 迅速な制度設計等について

- (1) 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施については、条例・規則等の整備、利用者への周知やシステム改修等、都市自治体において相当な実務上の準備を要することに十分配慮し、早急に制度設計の詳細を明らかにするとともに、関係法令等を整備すること。
 - (2) 都市自治体の事務負担の増加に十分配慮するとともに、無償化給付における新たな保育の必要性の認定、食材料費の実費徴収や償還払いによる給付等について、無償化を円滑に実施するための詳細なマニュアルを作成すること。
- 幼児教育・保育の無償化に関する事務については、昨年来、複数回にわたって、国と地方自治体とで実務に関する議論を行う機会を設ける、地方自治体職員向けの説明会を開催するなど、地方自治体と連携しながら準備を進めてきた。
 - 本年5月10日に成立した子ども・子育て支援法の一部を改正する法律に基づき、速やかに関係法令（政令、内閣府令）の準備を進め、5月31日に公布した。
 - 5月30日に都道府県等説明会を開催し、実務に関する詳細なマニュアルとともに、無償化給付における新たな保育の必要性の認定、食材料費の取扱い等を含む制度の詳細について説明を実施した。
また、地方自治体の円滑な準備に向け、都道府県が開催する管内市区町村職員向け説明会等において、内閣府等の職員が制度のご説明を行うなどの対応を行うこととしている。

3 無償化に伴う待機児童対策について

- (1) 今般の無償化に伴う保育需要への影響を見据え、待機児童の解消に向けて、更なる処遇改善や研修の充実等による幅広い保育人材の育成・確保、施設整備費等に対する財政措置、公定価格における定員超過による減算措置の撤廃または期限の延長など、必要な支援措置を講じること。
 - (2) 平成27年度に全面実施された子ども・子育て支援新制度において、保育サービスの量的拡充と質の改善のために必要とされた1兆円超の所要額について、未措置の3,000億円超を早急に確保すること。
- 待機児童の解消に向けては、「子育て安心プラン」に基づき、待機児童の解消を図るとともに、子育て世代（25～44歳）の女性の就業率が8割まで上昇しても対応できる、32万人分の保育の受け皿を、2020年度末までに確保できるよう、既に取組を始めている。
 - 保育士等の処遇改善については、2013年度以降、月額約38,000円に加え、2017年度からは、技能・経験に応じた月額最大4万円の処遇改善を実施。さらに、今年度からは、月額3,000円相当の改善を行っている。
また、処遇改善のほか、①新規の資格取得の促進、②就業継続、③離職者の再就職の促進、といった観点から総合的な支援を実施している。
 - 消費税財源以外の財源により実施することとされている、更なる「質の向上」を実施するための「0.3兆円超」のメニューについては、これまで、2017年度から、保育人材の処遇の2%の改善などを実施。また、今年10月からは、新たに、栄養士を週3日程度配置する費用の補助を行う。

地方自治体からの要望に対する対応について③

平成31年1月23日全国市長会 社会文教委員会子ども・子育て検討会議「幼児教育・保育の無償化に際しての質の確保・向上等について(意見)」

4 子育て支援の公平性の確保について

在宅で育児をする世帯をはじめ、今回の無償化の対象とならない子育て世帯との子育て支援の公平性に配慮し、国の責任において、必要な措置を講じること。

- 保育所等に通っている方だけでなく、家庭で子育てされる方々への支援も重要。中学生以下の子供を持つ全ての子育て世帯に対し、児童手当の給付を行うほか、ご自宅で子育てをされている方々への支援として、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するため等の「一時預かり事業」や、親子の交流や子育てに関する不安、悩みなどを相談できる場としての「地域子育て支援拠点」、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援を行う「子育て世代包括支援センター」の整備を進めている。

5 幼児教育の無償化に関する協議の場について

今般の幼児教育・保育の無償化により、都市自治体に多くの財政負担及び事務負担が生じることを踏まえ、制度設計時のみならず、制度開始後においても、PDCAサイクルを行う「幼児教育の無償化に関する協議の場」での協議を継続し、都市自治体の意見を十分に踏まえた制度となるよう、必要かつ十分な措置を講じること。

特に、食材料費の実費徴収や償還払いによる給付等、都市自治体に生じる新たな事務については、現場での実施状況等を踏まえた見直しを行うとともに、全額国費負担とされた事務費については、所要額を確実に措置すること。

- 「幼児教育の無償化に関する協議の場」での協議については、現場での実施状況等を踏まえつつ、制度開始後においても継続して実施することとしている。
- 事務費については、今年度と2年目を全額国費とするとともに、認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置する。平成30年度第2次補正予算において301億円、令和元年度予算で120億円を計上。
なお、システム改修費についても、平成30年度予算において192億円、令和元年度予算で62億円を計上。
これらの事務費やシステム改修費については、配分の考え方や各都道府県ごとの配分額の案などについて、5月30日の都道府県等説明会において説明を実施。

幼児教育・保育の無償化に関する周知・広報について

- 5月30日 幼児教育・保育の無償化に関する都道府県等説明会
- 6月以降 各都道府県の要請に応じ、全国で説明を実施
- 6月17日～6月23日 新聞突き出し広告、Yahoo!!バナー広告への掲載
- 8月5日 幼児教育・保育の無償化に関する特設ホームページを開設
 - ※ 英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語、ポルトガル語、スペイン語に対応。
- 8月5日～ テレビCM、新聞広告等の開始

(ポスター)



(特設ホームページ)



幼児教育・保育の無償化に関する令和元年度予算について

幼児教育・保育の無償化 令和元年度予算:3,882億円(公費)

－3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育園、認定こども園等の費用を無償化するとともに、低所得者世帯にも配慮し、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもを対象として保育所等の費用を無償化する。

区分	主な負担割合	国・地方合計（億円）			予算科目	
			国	地方		
＜新制度＞ 保育所・幼稚園等	私立	国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	2,059	1,030	1,030	子どものための教育・保育給付交付金
	公立	市町村10/10	818	－	818	－
＜未移行＞ 私立幼稚園等		①国1/2、都道府県1/4、市町村1/4 ②国1/3、都道府県1/3、市町村1/3	696	348	348	①子育てのための施設等利用給付交付金 ②子ども・子育て支援交付金(補足給付)
認可外保育施設等		国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	141	70	70	子育てのための施設等利用給付交付金
預かり保育等		国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	168	84	84	子育てのための施設等利用給付交付金
合計			3,882	1,532	2,349	－

※四捨五入により、端数において合計とは一致しない。

※地域型保育給付は私立保育所の内数として計上。

(初年度の取扱い)

- ・ 地方負担分 2,349億円については、無償化に係る初年度経費を全額国負担とする（令和元年度予算において計上（総務省））。

(事務費)

- ・ 初年度（2019年度）の導入時に必要となる自治体の事務費について、平成30年度第2次補正予算において301億円、令和元年度予算で120億円を計上。さらに、2年目（2020年度）を全額国費による負担として措置。
- ・ 新たに対象となる認可外保育施設等の無償化に係る事務費については、経過措置期間（～2023年度）に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置。

(システム改修経費)

- ・ 平成30年度予算（192億円）及び令和元年度予算（62億円）を活用して対応。

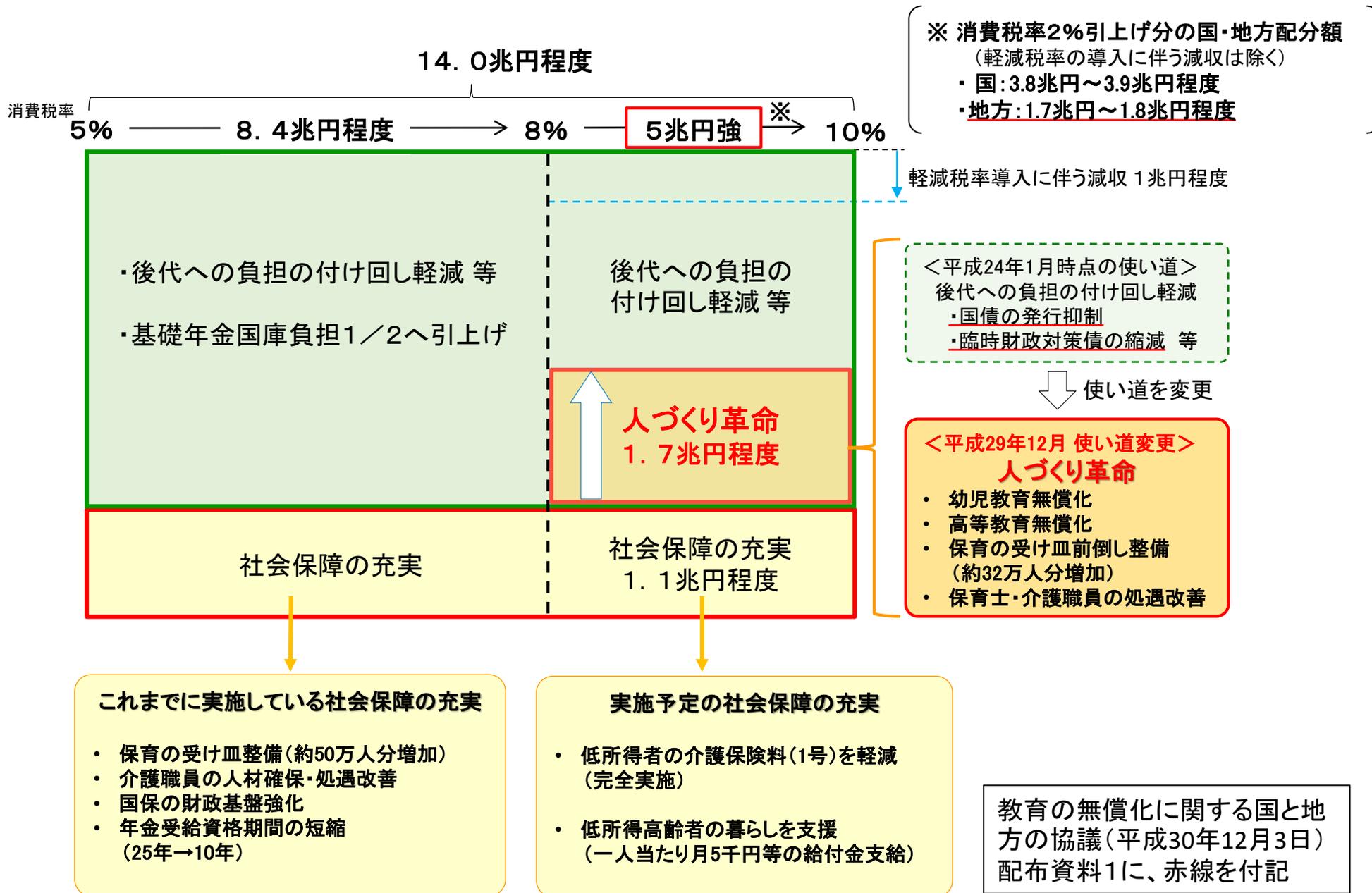
今回の保育所や幼稚園等の無償化に係る国と地方の財源負担(試算)について

(令和元年度予算を基にした平年度ベースでの試算)

法律上の 位置付け	区分		国・地方合計(億円)			
			国	都道府県	市町村	
施設型給付費等	<新制度> 保育所・幼稚園等	私立	4,118	2,059	1,030	1,030
		公立	1,635	-	-	1,635
施設等利用費	<未移行> 私立幼稚園等		1,393	697	348	348
	認可外保育施設等		282	141	70	70
	預かり保育等		336	168	84	84
合計			7,764	3,065	1,532	3,167

<備考>
 四捨五入により、端数において合計とは一致しない。
 地域型保育給付費は私立保育所の内数として計上

消費税率5%引上げによる社会保障の充実・安定化の全体像



認可外の居宅訪問型保育事業の資格・研修受講の基準

- 認可外の居宅訪問型保育事業の保育従事者は、原則 1 対 1、かつ、乳幼児宅で保育する特性を踏まえ、保育士又は看護師以外の従事者について、一定の研修受講を要件とすることが適当である。
- 幼児教育・保育の無償化との関係では、5 年間の猶予期間中は基準に適合しない認可外の居宅訪問型保育事業者も無償化の対象となる。しかし、5 年間の猶予期間中に計画的な研修受講を推奨し、質の確保・向上を図ることが必要である。

項目	認可外保育施設指導監督基準		改正後 (認可外の居宅訪問型保育事業)
	認可外保育施設 (1日6人以上の乳幼児を保育)	認可外の居宅訪問型保育事業 (いわゆるベビーシッター/ 1人の乳幼児を居宅で保育)	
職員	○配置基準(乳幼児) : (保育士) 0歳児 3 : 1、1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1、4歳以上児 30 : 1 ○職員 : <u>保育者の3分の1以上が 保育士又は看護師資格が必要</u>	○配置基準 ・原則 1 : 1 ○職員 : 基準なし (望ましい基準のみ)	○配置基準 ・原則 1 : 1 ○職員 : 保育士、看護師 又は 一定の研修を受講した者 ※「一定の研修」については別紙
設備	○全年齢共通 ・ 保育室 1.65m以上/人 ・ 調理室、便所	—	—
非常災害に 対する措置	○消火用具、非常口の設置 ○定期的な訓練の実施	—	—
児童の処遇	○保育の内容 ・ 保育所保育指針に準じて行う。 ○給食 ○健康管理・安全確保 ○利用者への情報提供 ○帳簿の整備 等	(同左) ※一部適用除外	(同左) ※一部適用除外

※ 認可外の家庭的保育事業（1日に5人以下の乳幼児を保育）についても、認可外の居宅訪問型保育事業と同様、基準がない（保育士又は看護師の配置が望ましいという基準のみ）ことから、今般、1人以上は一定の研修受講を基準とすることが適当である。

認可外の居宅訪問型保育事業の従事者に受講を求める「一定の研修」について

- 認可の居宅訪問型保育事業で受講を求めている基礎研修の内容（下表）、すなわち**20時間程度の講義と1日以上**の演習の受講を求めることを基本とすることが適当である。
- 具体的な研修としては、以下が考えられる。
 - ① 地方自治体が実施する認可の居宅訪問型保育事業に係る研修や子育て支援員研修（地域保育コース）※1
 - ② （公社）全国保育サービス協会※2が実施する居宅訪問型保育研修
 - ③ 民間の居宅訪問型保育事業者の自社研修や民間研修事業者が実施する居宅訪問型保育研修であって、①又は②と同等と認められる研修
 - ※1 子育て支援員研修（地域保育コース）：小規模保育事業の保育従事者、家庭的保育補助者、一時預かり事業保育従事者等のための研修で、約30時間の講義＋2日以上の実習（見学）又は演習
 - ※2 全国保育サービス協会：96のベビーシッター事業者（ベビーシッター数：20,855人）が加盟（平成29年度）
- 上記③については、都道府県、指定都市又は中核市が、厚生労働省が示す統一的な内容及びその確認方法※3に基づき、①又は②と同等の研修として認めることが必要であり、運用の詳細については、引き続き検討が必要である。
 - ※3 ①の研修については、厚生労働省の通知で、既にかリキュラム・時間数や内容等が示されている。

科目名	時間数
1. 居宅訪問型保育の基礎を理解するための科目	
①居宅訪問型保育の概要	1 時間
②乳幼児の生活と遊び	1 時間
③乳幼児の発達と心理	1.5時間
④乳幼児の食事と栄養	1 時間
⑤小児保健Ⅰ	1 時間
⑥小児保健Ⅱ	1 時間
⑦心肺蘇生法（実技講習）	2 時間
2. 居宅訪問型保育の実際を理解するための科目	
⑧居宅訪問型保育の保育内容	2 時間
⑨居宅訪問型保育における環境整備	1 時間
⑩居宅訪問型保育の運営	1 時間
⑪安全の確保とリスクマネジメント	1 時間
⑫居宅訪問型保育者の職業倫理と配慮事項	1.5時間
⑬居宅訪問型保育における保護者への対応	1.5時間
⑭子ども虐待	1 時間
⑮特別に配慮を要する子どもへの対応	1.5時間
3. 研修を進める上で必要な科目	
⑯実践演習	1～2日
4. 自治体の制度や地域の保育事情等を理解するための科目	
⑰実施自治体の制度について	1 時間
計	20時間 + 1日以上の実践演習